

## 投 稿 規 程

- 1) 投稿者は当院職員に限るが、共著者はとくに制限しない。なお、旧職員でも原著学術論文等については編集委員会の判断で投稿記載が許可される場合がある。
- 2) 投稿内容は以下の項目に該当するものとする。ただしそれ以外の内容についても編集委員会の判断で掲載を許可する場合もある。投稿者は下記の項目の中から指定して投稿する。ただし編集委員会の判断により項目を変更する場合がある。
  - (1) 原著学術論文（症例報告，原著，総説，研究報告，短報），これらはいずれも，他誌に投稿されていないものとする。→原著論文：原著（複数の対象から得たデータを適切に統計処理した研究報告），短報（原著よりデータ規模は小さい），症例報告（2例以下），臨床経験（3例以上の症例報告），CPC，総説，技術・実践報告，業務分析報告，これらはいずれも他誌に投稿されていないものとする。
  - (2) 特別寄稿（学会（日本赤十字社医学会を含む），研究会，講演会，医師会，研修会，テレビ等で発表した内容）は，院外発表を原則とする。→特別寄稿：原則として編集委員会からの依頼に基づく寄稿
- 3) 原稿の様式
  - (1) パーソナルコンピューター等を用いて作成し，A4用紙にプリントアウトした原稿とCD-R，USBメモリ等を共に提出する。プリントアウトした原稿には通し番号を付ける。（手書きでよい）
  - (2) 原著学術論文の構成は表題，本文，文献を合わせて400字詰め原稿用紙（1行20文字，20行）20枚以内とし図表は8枚以内とする。（図表の大きさはB5（18×25cm）以内とする。電子ファイルで提出の際もこれに準ずる。
  - (3) 原稿には通し頁番号をふり，1枚目には和文の題名，所属，著者名を明記する。
  - (4) 2枚目（ないし3枚目）には内容抄録，索引用語を記載する。また，本文は内容抄録とは別に始める。
  - (5) 本文・図・表・図の説明・表の説明はそれぞれ別ファイルで提出する。図表写真には表題と簡単な説明をつけ，本文中には，写真，図，表の挿入すべき位置を明示する。
  - (6) 原著，短報，症例報告，臨床経験は400～800語の英文抄録と5ヶ以内のkey wordsをつける。
  - (7) プリントアウトした原稿は表紙（1頁），抄録（2頁），本文，引用文献，図の説明，表の説明，と図・表の順序で提出する。
- 4) 再校正は著者校正1回とし，原稿にない大幅な修正や加筆はしない。再校以後は委員会で行う。
- 5) 文献の記載法  
文献は著者名（筆頭から3名まで，それ以上は他，et alとする。），論文表題，雑誌名，巻，頁，発行年の順に書く。文献は本文中に引用した順に<sup>1) 2) 3)</sup>・・・とし，15以内とする。雑誌名の略語は，Index Medicusや医学中央雑誌を参考にする。

### ※記載例

- 1) Cullen JJ, Kelly KA, Moir CR, Hodge DO et al: Surgical management of meckels diverticulum-An epidemiologic, population-based study. Ann Surg 220 : 564-569, 1994
  - 2) Walsh EP, Saul JP, Triedman JK: Cardiac Arrhythmias in Children and Young Adults with Congenital Heart Disease. Philadelphia : Lippincott Williams & Wilkins ; 2001. P3-17
  - 3) 甲谷孝史, 宮内勝敏, 鈴木秀明 他 : 小児症候性卵黄腸管遺残症手術症例の臨床的検討. 外科 63 : 205-210, 2001
  - 4) 上松瀬勝男・編: 虚血性心疾患診療のコツと落とし穴. 東京: 中山書店 ; 2003. P143-151
- 6) 文献は改行して本文の最後につける。
  - 7) 著者には別刷30部を贈呈することとし，増刷については実費負担とする。
  - 8) 英文抄録については，和文抄録をもとに図書委員会で作成することも可能です。
  - 9) 本誌に掲載された著作物の全文又は一部を電子化し，赤十字リポジトリサーバ或いは，その他のコンピュータネットワーク上で公開することを原則とする。
  - 10) 臨床研究（ヒトを対象とする研究）については，原則として盛岡赤十字病院倫理委員会による研究計画の承認を受け，論文中に倫理委員会の承認日（H29年度以降は承認番号）を明記する。同委員会の承認を

得ていない研究の場合は、下記の項目のいずれかに該当していることを記載する。尚、院外での研究活動等の論文に関しては他の組織の倫理委員会の承認も認める。

- (1) 国の倫理指針が定められる以前の研究であり、ヘルシンキ宣言に添っている。
- (2) 倫理審査を受けることができない理由が明確で、国の倫理指針に添った研究である。
- (3) 人を対象とするが、医学研究（疾病の原因、発症、影響の理解、予防、診断、治療行為の改善）に該当しない研究である。

例

(ア) 職員に対する教育・アンケート及び施設の業務改善の評価に関する研究又は報告、新人教育の成果の評価や院内感染対策の一環として行われるものなど（個人情報保護されていること及び非人道的な質問調査がないことは前提となる。）

(イ) 災害派遣や海外協力や留学および地域連携協力など院外活動のレポート等。

(ウ) 盛岡赤十字病院内の診療録等を用いた専ら集計、単純な統計処理等を行う研究。

(エ) その他、盛岡赤十字病院あるいは他の組織の倫理委員会が審査を必要としないと判断した研究。

- (4) 特定の被験者についての症例報告である（個人情報保護について十分な留意は前提とする。）なお、症例報告であっても以下の場合、倫理委員会の承認を必要とする。

(ア) 研究的侵襲が発生する。

(イ) 研究目的の採血・検査・撮影が行われる。

(ウ) 個人が同定される可能性が高い（稀少疾患の患者や、報道等で病院、個人名の予想がつかないなど。）

(エ) ヒトゲノム・遺伝子解析が含まれている報告である。

(オ) 研究者が必要と判断した場合。

- 11) 原著学術論文（症例報告、原著、総説、研究報告、短報）の投稿者には、「利益相反の開示」に関する記載を求める。→投稿者には「利益相反の開示」に関する記載を求める。

※「赤十字リポジトリ」は、【日本赤十字社医学図書館ホームページ】から参照可能です。

(URL <http://www.jrc-lib.jp/>)

2017年4月12日改訂